

令和4年7月21日

高山村長 後藤 幸三 様
高山村議会議長 林 昌枝 様

高山村監査委員 関 令二郎

高山村監査委員 野上富士夫

令和4年7月監査等の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による監査、審査及び検査を、高山村監査基準に準拠して実施したので、同法の規定により、次のとおり監査、審査及び検査等に関する結果を報告します。

第1. 監査等の概要

(1) 監査等の種類

例月出納検査、財務監査

(2) 監査等の対象

① 令和4年度6月分の出納及び収入支出関係書類

② 契約関係書類（令和3年度業務委託等）

(3) 監査等の実施日

令和4年7月21日

(4) 監査等の方法（着眼点（評価項目）及び実施内容）

監査等の対象となった事項について、事務が法令に適合し正確に行われているかをどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等通常実施すべき監査等の手続きを実施するとともに、最小の経費で最大の効果を上げているかどうかにも注意を払った。

第2. 監査等の結果

① 令和4年度6月分の出納及び収入支出関係書類

指摘事項は認められなかった。

② 契約関係書類（令和3年度業務委託等）

指摘事項は認められなかったが、次の3点について意見します。

ア 計画全般

・内閣府が各省庁に行政計画の削減を検討するよう要請した結果を注視し、本村においても適正に対応いただきたい。

イ 農村地域防災・減災事業 農業用ため池耐震豪雨調査関係

・調査後の工事についても、国庫補助の対象となるよう計画的に進めていただきたい。

ウ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

・景観や費用対効果などをよく検討いただきたい。